

# 1 保育時間の認定について

## (1) 保育の必要量について

就労を理由として保育所を利用する場合、保育の必要量が以下のとおり2つに区分されます。

### ア 保育標準時間認定

保護者が120時間／月の就労をしている場合、最長11時間保育所を利用することができます。

### イ 保育短時間認定

保護者が64～120時間／月の就労をしている場合、最長8時間保育所を利用することができます。

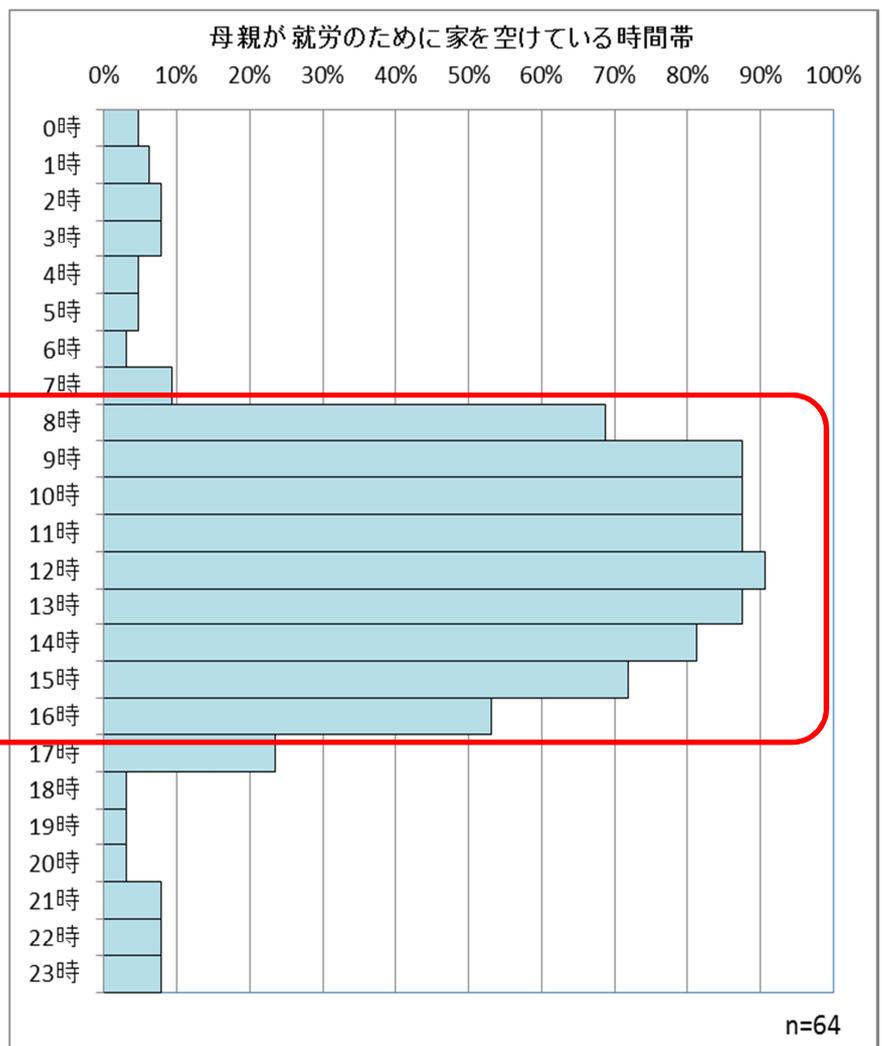
## (2) 保育短時間認定に区分される方のニーズ調査集計結果

現在または将来希望する月の就労時間が64時間～120時間の母親に限定。

(ひとり親+フルタイム+教育希望は除く)

### ア 家を出る時間、帰る時間（1時間単位）

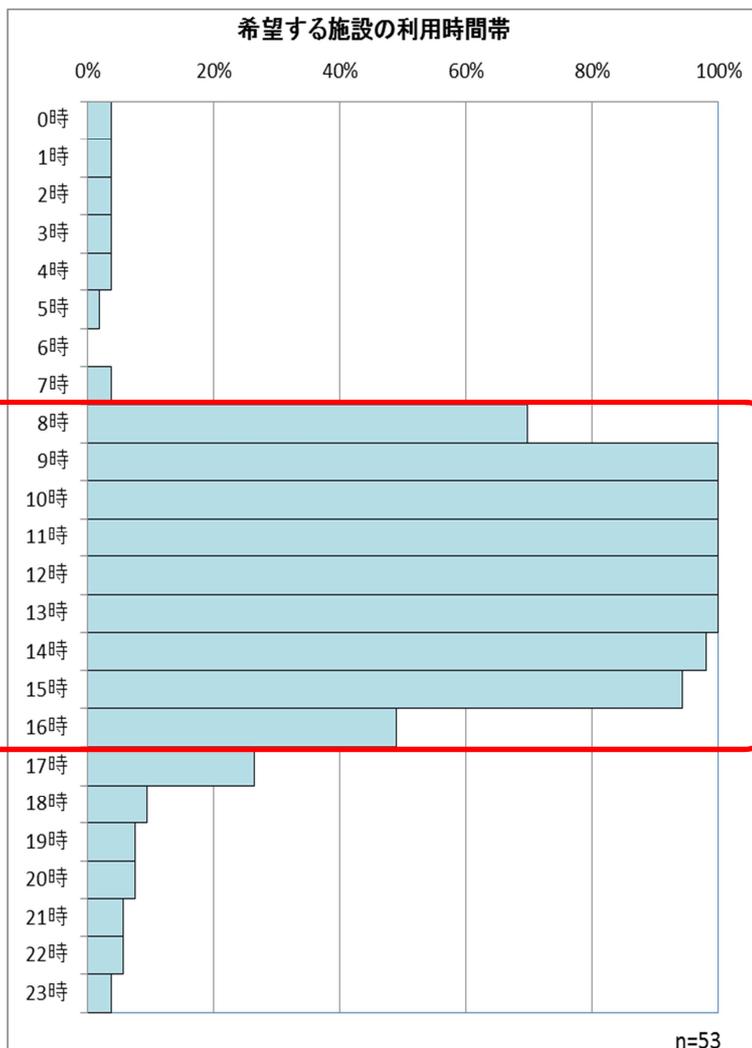
		データ
0時	3	4.7%
1時	4	6.3%
2時	5	7.8%
3時	5	7.8%
4時	3	4.7%
5時	3	4.7%
6時	2	3.1%
7時	6	9.4%
8時	44	68.8%
9時	56	87.5%
10時	56	87.5%
11時	56	87.5%
12時	58	90.6%
13時	56	87.5%
14時	52	81.3%
15時	46	71.9%
16時	34	53.1%
17時	15	23.4%
18時	2	3.1%
19時	2	3.1%
20時	2	3.1%
21時	5	7.8%
22時	5	7.8%
23時	5	7.8%



**8時～16時に就労のため家を空けている母親の割合が大きい**

### イ 施設の利用開始時間、終了時間（1時間単位）

		データ
0時	2	3.8%
1時	2	3.8%
2時	2	3.8%
3時	2	3.8%
4時	2	3.8%
5時	1	1.9%
6時	0	0.0%
7時	2	3.8%
8時	37	69.8%
9時	53	100.0%
10時	53	100.0%
11時	53	100.0%
12時	53	100.0%
13時	53	100.0%
14時	52	98.1%
15時	50	94.3%
16時	26	49.1%
17時	14	26.4%
18時	5	9.4%
19時	4	7.5%
20時	4	7.5%
21時	3	5.7%
22時	3	5.7%
23時	2	3.8%



**8時～16時の利用を希望する保護者の割合が高い**

保育短時間認定者の施設利用時間  
**8時～16時が適切**と考察される。